

財 務 省 第 11 入 札 等 監 視 委 員 会
令和6年度 第 3 回 定 例 会 議 議 事 概 要

開 催 日 及 び 場 所	令和7年3月18日（火） 高松国税局 第一会議室	
委 員	委員長 藤本 邦人 （アローズ法律事務所 弁護士） 委 員 安井 敏晃 （国立大学法人香川大学経済学部 教授） 委 員 久保 誉一 （有限責任監査法人トーマツ 公認会計士）	
審 議 対 象 期 間	令和6年10月1日（火）～ 令和6年12月31日（火）	
抽出案件	4 件	（備考）
競争入札（公共工事）	2 件	契 約 件 名：徳島税務署アスベスト調査等業務 契 約 相 手 方：株式会社東洋技研 （法人番号1490001001600） 契 約 金 額：579,150円 契 約 締 結 日：令和6年8月27日 担 当 部 局：高松国税局
		契 約 件 名：令和6年度高松サンポート合同庁舎北館非常用発電機配線用遮断器等修繕工事 契 約 相 手 方：東芝インフラテクノサービス株式会社四国支店 （法人番号3012401001151） 契 約 金 額：2,750,000円 契 約 締 結 日：令和6年12月9日 担 当 部 局：四国財務局
随意契約（公共工事）	－	－
競争入札（物品役務等）	2 件	契 約 件 名：分光光度計の購入 契 約 相 手 方：丸文ウエスト株式会社 （法人番号4140001024237） 契 約 金 額：1,595,000円 契 約 締 結 日：令和6年11月5日 担 当 部 局：高松国税局
		契 約 件 名：令和6年度四国管内合同宿舍建物定期点検業務 契 約 相 手 方：株式会社R e R （法人番号2170001013866） 契 約 金 額：1,881,000円 契 約 締 結 日：令和6年11月22日 担 当 部 局：四国財務局
随意契約（物品役務等）	－	－
応札（応募）業者数1者関連	2 件	契 約 件 名：令和6年度高松サンポート合同庁舎北館非常用発電機配線用遮断器等修繕工事
		契 約 件 名：令和6年度四国管内合同宿舍建物定期点検業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委 員 会 に よ る 意 見 の 具 申 又 は 勧 告 の 内 容	なし	

意見・質問	回答
【案件１】 「徳島税務署アスベスト調査等業務」 契約相手方：株式会社東洋技研 契 約 金 額：579,150円 契約締結日：令和６年８月27日 担 当 部 局：高松国税局 落札率が低い理由を把握しているか。 予定価格の算定方法は。 アスベスト調査を行った理由は。 アスベスト調査の結果は。	低価格調査の対象案件でないことから、直接、落札業者に入札金額が低い理由を確認していないため、確たる理由は未把握である。 想定になるが、仕様で分析者の資格を条件としているため、資格を有する社員がいれば、外注せず社内で分析できることからコストを安く抑えられること、また、履行期限を長めに設定していることから、他の業務のない隙間で業務を行えることで、一定の仕事を確認するため、利益を削って入札に参加していると考ええる。 複数の業者に依頼した見積書等から、１検体当たりの単価を算出して、建物に必要な検体数を乗じて予定価格を算出している。 入札金額が、落札金額と同程度の金額と予定価格と同程度の金額の二手に分かれており、特段、予定価格が高かったとは考えていない。 今回のアスベスト調査は、庁舎の解体時の作業への影響の有無を調べるもので、建材にアスベストが含まれていれば、解体コストが増加するため確認が必要であった。 スレート、ビニルタイル等にアスベストが含まれていたが、材質は固く劣化もないことから、飛散する恐れがないため、執務に影響があるものではない。 ただし、庁舎解体時には影響があると考えている。

【案件 2】

「令和 6 年度高松サポート合同庁舎北館非常用発電機
配線用遮断器等修繕工事」

契約相手方 : 東芝インフラテクノサービス株式会社
四国支店

契 約 金 額 : 2,750,000円

契約締結日 : 令和 6 年12月 9 日

担 当 部 局 : 四国財務局

1 者応札となった理由はなにか。

既設発電機の製造会社しか対応できないのであれば、特
命随契でもよかったのではないかと考えている。

予定価格作成に当たり、当方で対応可能な業者を探
したが、点検業務を請け負う業者はあるものの、修繕
工事を請け負う業者は確認できなかった。

そのような状況を勘案すると、修繕対象が既設非常
用発電機の部品交換のため、当該非常用発電機製造業
者しか対応出来なかったのではないかと考えている。

同社以外に当該工事を実施できないことが確認で
きなかったことから、入札を実施したものである。

【案件 3】

「分光光度計の購入」

契約相手方：丸文ウエスト株式会社

契約金額：1,595,000円

契約締結日：令和6年11月5日

担当部局：高松国税局

分光光度計はどのように使用されるのか。

濃度によって酒税の税率が変わるため、測定が必要ということか。

酒類の品質・安全性は、国税局が担うべきものか。

分光光度計は、酒類に含まれるぶどう糖の濃度の測定、発泡酒等に含まれる苦味成分の濃度及び焼酎やスピリッツ等の着色度の測定に用いるものである。

分光光度計を使用している鑑定官室では、税率に係る仕事だけではなく、生産から消費段階までの全ての段階における酒類の品質・安全性に関する様々な仕事を担当しており、税率のためではなく、品質・安全性の観点から行う酒類を分析するため、測定しているものである。

鑑定官室では、国税庁の3大任務の一つである「酒類業の健全な発達」の促進に係る酒類の分析等の技術的な業務を行っており、酒類業の発達・改善を目的として、酒類製造者の品質管理技術の向上などを支援し、酒類業を技術的側面から支えている。

【案件 4】

「令和 6 年度四国管内合同宿舍建物定期点検業務」

契約相手方 : 株式会社 R e R

契約金額 : 1,881,000 円

契約締結日 : 令和 6 年 11 月 22 日

担当部局 : 四国財務局

予定価格はどのように算出しているのか。また、予定価格の算出と落札額の差が大きい理由は。

1 者応札となった理由に問題はないのか。

予定価格は、国土交通省の基準等に基づいて合理的な単価を確認して積算を行い、諸経費を加えたものとなっている。

落札額については、受注者に確認したところ、過去の経験などから積算しているとのことであり、積算方法がそれぞれ異なることが、予定価格と落札額との差となっているようである。

1 者応札となった理由について、受注者に対して、仕様書や入札手続について問題がなかったか確認しているが、特に問題がなかったとの回答を得ている。